

指定自立支援医療機関の皆様へ

自立支援医療（精神通院医療）は、何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある方に、通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

自立支援医療を行うにあたっては、特に以下の点に留意願います。

1 受給者証の確認（医療機関名、有効期間等）

自立支援医療費は、支給認定を受けた方にしか支給されません。自立支援医療受給者証の有効期間内であること、指定医療機関名に貴医療機関が記載されていることを確かめた上で、診療（調剤、訪問看護）を行ってください。

2 帳簿等の保存（5年間）

報酬の請求に関する帳簿等は5年間の保存が必要になります。

3 適正な自立支援医療費の請求

(1) 診療録（調剤録、訪問看護に関する諸記録）の記載に基づいて請求してください。

(2) 自立支援医療費として請求できる精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療となります。（ただし、複数の診療科を有する医療機関にあっては、当該診療科以外において行った医療は範囲外となります。）

精神障害に起因するか否かの判断は、症例ごとに医学的見地から行われるべきものですが、一般に感染症（特に慢性のもの）、新生物、アレルギー（薬剤副作用によるものを除く）、筋骨格系の疾患については、精神障害に起因するものとは考え難いと思われます。

(3) 負担上限額が設定されている受診者等については、適切に自己負担の徴収を行ってください。また、自己負担上限額管理票へ適切に記載してください。

4 変更届の提出等

指定を受けた後、指定申請書の記載内容に変更があった場合は、変更届を速やかに提出してください。また、指定は6年ごとに更新を受けなければ効力を失いますので、ご注意ください。（更新申請書は指定期間満了日の1ヶ月前から受け付けています。）

事務担当

健康課精神保健福祉係

TEL (076) 444-3223

FAX (076) 444-3496